

孺恋村農業委員会総会議事録(第8回)

- (1) 開催日時 令和6年2月13日(火)開会:午前9時57分 閉会:午前10時50分
開催場所:大前活性化センター 1階ホール
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員17名 欠席委員0名)
農業委員
1.干川 伸夫 2.黒岩 節男 3.黒岩 宗久 4.小嶋 恒夫 5.黒岩 順 6.黒岩 康利
7.黒岩 富二 8.丸山 哲男 9.宮崎 かおる 10.千嶋 澄孝 11.宮崎 弘美 12.黒岩 正市
13.黒岩 純一 14.佐藤 梅仁 15.下谷 忠 16.黒岩 トシエ 17.市場 俊喜
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名
- (4) 出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 主事 熊川紗佑里 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案
第1号議案 農地移動適正化あっせんの成立について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第6号議案 農用地売買のあっせん申出について
第7号議案 その他

(6)会議の概要

事務局長 皆さん、おはようございます。ただ今より孺恋村農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の出席委員は17名です。孺恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告で開会させていただきます。また、同規則第5条の規定により会長が議長になり進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 どうも皆さん、おはようございます。先月は新年会の方、ご苦労様でございました。今日はちょっと案件がかなり多いので、早速始めたいと思います。ただいまより農業委員会を開会いたします。まず最初に議事録署名人ですが、第13番号委員の黒岩純一委員、第14番号委員の佐藤梅仁委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】3件の案件朗読後説明
番号1 大字田代字湯尻 (売買単価774円/m²)
番号2 大字今井字栗之木坂 (売買単価2,380円/m²)
番号3 大字袋倉字下原 (売買単価605円/m²)

議 長 ありがとうございます。1番号については田代地区の案件ですので、田代地区のあっせん委員さんより説明をお願いします。

11番委員 1月17日、農業委員、推進委員、役場事務局の立ち会いのもと、あっせん会議を行いました。田代湯尻は元けんちゃん食堂のあった交差点から南東に700m進んだ場所にあります。譲受人は農家であり、価格も適正であるので問題ないと思われま

議 長 ありがとうございます。この件について皆様の方からなにかご質問等がありますか。ないようですので、お諮りいたします。【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】1番号については問題なしということによろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】の1番号については成立に決定いたします。続きまして、2番号でございますが今井地区のあっせんですので、今井地区のあっせん委員さん説明をお願いします。

10番委員 1月17日に役場にて地元農業委員、推進委員、事務局と申出人、買受人とあっせん委員会を開催しました。場所は、今井仙ノ入予冷庫から南西に500mほど進んだ場所になります。両者が同意しているため、問題ないかと思われま

議 長 ありがとうございます。2番号のあっせんについてですけれども、何か皆様の方から質問等ございますか。無いようでしたら、問題なしということによろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】2番号につきましては成立に決定いたします。続きまして、3番号ですけれどもこちらの方袋倉地区の案件ですので袋倉地区のあっせん委員さんよろしくお願

8番委員 1月16日に推進委員さん、申出人、買受人、事務局とあっせん委員会を行いました。価格等については事務局から説明があったと思います。申出人は長年耕作をしていないとのこと。買受人は、今年から耕作する予定となっております。遊休農地解消のためにも良いことだと思いますので、よろしくお願

議 長 ありがとうございます。こちらも、何か皆様の方から質問等ございますか。無いようですので、問題ないと言うことによろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので、【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】3番号については成立に決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

1番号 あっせんの成立による売買契約

2番号 あっせんの成立による売買契約

3番号 あっせんの成立による売買契約

議 長 ありがとうございます。こちらは先ほどの、あっせんの1番号から3番号であっせんの成立が決定した議題でございますが、説明の方は先ほどしていただいたので、割愛させていただきます。【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】1番号について許可するというところで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】1番号につきまして許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、2番号ですけれども、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】2番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、3番号ですけれども、こちらも許可することとして決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】3番号につきましても、許可することとして決定いたします。続きまして、【第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より、お願いします。

事務局 【第3号議「農地法第4条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明

議 長 はい、ありがとうございました。こちらの方は大笹地区の案件ですが大笹地区の委員さんの方でなにかありますか。

14番委員 2月9日に農業委員、農地利用最適化推進委員、役場の職員で現地の確認をしました。場所は、北山住民センターから1300m進んだ場所にあります。既に建物や倉庫等が建っておりますが、近隣の住宅と接続しているので特段問題ないかと思えます。

議 長 ありがとうございます。この件について、なにか皆さまからご質問等ございますか。無いようでしたら、お諮りしたいと思います。【第3号議「農地法第4条の規定による許可申請について」】は許可相当と意見を付して知事へ進達してよろしいでしょうか。異議無しの委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第3号議「農地法第4条の規定による許可申請について」】は許可相当と意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、【第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 【第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」】朗読後説明

議 長 ありがとうございます。1番号については大前地区ですので、大前地区の委員さんなにかありましたらお願いします。

12番委員 先週月曜日に推進委員さんと事務局と私で現地確認へ行きました、現地は環境改善センターの向いで、反対側にあります。12月に4条申請で駐車場となった隣の農地で、耕作されていないので収入等もないと考えられますので問題ないかと思われま。12月の案件と書類が前後していますが許可相当で問題ないかと思えます。

議 長 ありがとうございます。この件について、何か皆様の方からご質問等ございますか。無いようでしたら、お諮りしたいと思います。【第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」】1番号は許可相当と意見を付して知事へ進達してよろしいでしょうか。異議無しの委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員でありますので【第4号議「農地法第5条の規定による許可申請

について】は許可相当と意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、2番号について、干俣地区でございますので干俣地区の委員さんよりなにかありましたらよろしくお願ひします。

13番委員 2月6日に現地確認という事で、地元の農業委員、推進委員、事務局を交えて確認をしてきました。場所は JA のスタンドからバラギ方面に向けて200mくらい行った所の右側の農地になります。先ほど事務局の方からも説明があったとおりなのですが、難しい案件なので、我々地元の農業委員だけでは判断しかねるということもあまして、皆さまの意見をぜひお聴かせいただければと思います。まず、農地としてはかなり条件の良いところなんですね。一反歩くらいの畑なのですが、その点と、1年前にここは売買されている畑でして、今回の譲渡人が、畑を知人に譲る訳なんですけれども、こういった点の印象がどうなのかなというところなんですね。救いとしては、このあたりは農振地区に入っていないところで、もう一点は、この辺りには4件くらい家が建っているんですけども一昨年にも1件許可がでました。そういった点では前例があるということで、許可しても良いのかなというところなのですが、どうなんでしょうか。皆さんに意見をいただければと。

議 長 そうですね。少し問題があるということで、今干俣の委員さんから話がありました。これは、事務局の方でどうですか。

事務局長 現地の写真をタブレットで見ただけだと思うのですが、今回、干俣の農業委員さんから話があったとおり、今回の該当地の2件上にも、一昨年許可が出て建物が建っているという状況になっております。農地的には、重ねてになりますが優良農地ということで、第1種農地は原則不許可という案件になるのですが、運用にあたって、集落に接続がある、とか農地を蚕食しない、または他の農地と分断する恐れが無いときに許可の条件が整うということになっております。今回、集落の接続も周りに数件建っておりますし、蚕食にもあたらないという事ですので、干俣の農業委員さんがおっしゃられたとおり、ここ数年来、住宅が何件か建っておりますのではないかなという案件だと思われます。前例がありますので、ここだけ不許可というのはいかがなものかなという案件にはなると思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 今事務局の方からも説明がございました。農地を買ってからの年数とか、農振地区だったり農振地区じゃ無かったりとか、そんな兼ね合いの中で、許可をするかしないかという話になると思うのですが、前例があり、集落に接続していると思われるので、地域の農業委員さんが事情はよく知っているのですが、私はよろしいのではないかと思うのですが、皆さんの方からなにかございますか。

事務局長 昨年に3条で取得した農地の5条転用になるんですけども、以前ですと、3条申請で農地を取得してから3年3作というような一般的な慣例があったようなんですけども、国の方でもここを問題視しておりまして、特に法令的根拠が無いということで、実情に合わせて、3条で購入してから、1度も耕作していないようであるとちょっと問題があるというようなことなんですけども、実際にここは昨年度は耕作されていたようでありますので、そのあたりも、必要に駆られてということであれば

問題ないのかなとは思われる案件でございます。

議 長 ありがとうございます。いずれにしても4条5条は3条と違って農業委員会で決定できなくて、県の方に進達するという項目ですので、農業委員会の方ではいいんじゃないかということでもいいと思うのですが、何かありますか。無いようでしたら、お諮りしたいと思います。ただ今の案件ですけれども、許可相当と意見を付して知事へ進達してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。それでは許可相当として県の方へ意見を進達したいと思います。ありがとうございました。つづきまして、【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】朗読後説明

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、どなたか質問等ございますか。質問がないようですのでお諮りいたします。【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい、ありがとうございます。挙手全員でありますので、【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、【第6号議案「農用地売買のあっせん申出について」】議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第6号議案「農用地売買のあっせん申出について」】

- | | |
|----------|----|
| 1、鎌原広川原 | 2筆 |
| 2、干俣熊四郎山 | 2筆 |
| 3、干俣熊四郎山 | 1筆 |
| 4、大笹大平 | 2筆 |
| 5、大笹大平 | 1筆 |
| 6、鎌原柏木塚 | 1筆 |
| 7、今井霜田 | 1筆 |

議 長 ありがとうございます。今回ずいぶん多くの案件が出てきました。1番号は田代地区の案件ですので田代地区の委員さんから、お願いしたいと思います。

11番委員 雪の影響で、車で行くことが出来なかったなので、航空写真で現地確認をいたしました。場所は、

広川原の2つ続きの集荷場から南に2km程進んだ場所になります。写真ではきちんと耕作されていて、所有者は遠方に住んでおり、管理が出来ないため、妥当だと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。こちらは、私も田代地区なので、現地には行きたかったのですが、この間かなり雪が多く降りましたし、広川原はもともと、この時期は行けないので、図面上でということですが、何か皆さまの方からございますか。無いようでしたら、1番号の案件についてはあっせんを受けるということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。挙手全員ということでありますので、1番号の案件は、あっせんを受けることにいたします。続きまして、2番目と3番目は干俣地区の案件ですので、干俣地区の委員さん、よろしくお願いいたします。

13番委員 この2番3番に関して、2月6日に現地へ行こうと思ったのですが、雪のために、現地には行けませんでした。タブレットの方見ていただければ分かるとおりに農地については問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが2番目3番目の案件について、他の委員さんから何かございますか。それでは無いようですので、2番目の案件についてはあっせんを受けることで決定してよろしいでしょうか。異議無ければ挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。2番号の案件はあっせんを受けるということに決定いたします。続きまして、3番目の案件について、あっせんを受けるということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。3番目の案件についてあっせんを受けるということで決定したいと思います。続きまして、4番目5番目6番目の案件は大笹地区の案件ですので、大笹地区の委員さんから何かありましたらよろしくお願いいたします。

14番委員 2月9日皆さんで集まったのですが、積雪のため現地確認出来ませんでしたので、写真で現地を確認しました。夏は、きちんとキャベツが植えられているので、特段問題は無いと思います。

議 長 ありがとうございます。この件4番5番6番合わせてですけれども、皆さんの方から質問、ご意見等ございますか。無いようでしたら、お諮りしたいと思います。4番目の案件ですが、あっせんを

受けるということによろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。4番目の案件についてはあっせんを受けるということで決定いたします。続きまして、5番目の案件について、こちらもあっせんを受けるということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。5番目の案件についてあっせんを受けるということで決定したいと思います。続きまして、6番目の案件について、こちらもあっせんを受けるということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。6番目の案件ですがあっせんを受けるということで決定したいと思います。続きまして、7番目の案件ですが、今井地区の案件です。今井地区の委員さんから何かありましたらお願いします。

10番委員 2月5日に地元農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。場所は、今井地区遺跡群の看板のある場所から、南東に200m程進んだ場所にあります。所有者は村外に住んでおり、農地の管理が出来ないため、今回の申出は妥当かと思われます。

議 長 ありがとうございます。それでは、何か皆さんの方から質問等ございますか。無いようでしたら、7番目の案件につきまして、あっせんを受けるということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。7番目の案件につきまして、あっせんを受けるということで決定したいと思います。あっせん委員の指名ですが、1番目の案件につきましては田代地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員にお願いしたいと思います。2番目と3番目の案件につきましては千俣地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員にお願いしたいと思います。4番目5番目6番目の案件につきましては、大笹地区の農業委員及び農地利用最適化推進にお願いしたいと思います。7番目の案件につきましては、今井地区の農業委員及び農地利用最適化推進にお願いしたいと思います。あっせん委員会の日程につきましては事務局から関係委員に後日連絡いたします。続きまして、【第7号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第7号議案「その他」】報告。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 2件

報告2 農地法第18条第6項の規定による届出書 1件

議長 はい、事務局から説明が終わりました。第7号議案は報告事項となりますが質問等が何ございませうか。質問が無いようですので、以上で本日の議案は全て終了いたします。つづきまして、5のその他に移ります。なにかあればお願いいたします。

事務局長 地域計画の協議の場について、意向調査について説明。

議長 次回の定例会は3月11日(月)午前10時から大前活性化センターで開催となります。以上で、本日の定例会を閉会させていただきます。どうもご苦労様でした。

午前10時50分閉会